

## 複写物の出版物等掲載許可について

当館で複写・撮影した所蔵資料の複写物を出版物に掲載したり、テレビ番組や展示に使用したり、ホームページで公開する場合は、館長の許可が必要となります。

掲載区分	具体的な使用の例
出版	・書籍・雑誌等の出版物に掲載 ・新聞その他の頒布用印刷物への掲載
展示	・展示会で展示するパネルに使用
放映	・テレビ番組で放映、ラジオ等での放送や読み上げ
WEB 掲載	・ホームページでの公開
その他	・公衆へ提示又は提供する行為

### 1 申請の前に

- 資料の名称・登録番号・使用箇所のご確認はお済みですか。
  - ・事前に確認ができていないと、許可書発行までお時間を要する場合があります。
- 使用箇所の著作権の確認はお済みですか。
  - ・著作権、所有権等の問題が生じたときは、全て申請者がその責任を負うことになります。

### 2 申請にあたっての留意事項

- 申請方法について
  - ・持参の他、郵送、FAXや電子メール等で申請書をお送りいただいても受付できます。  
郵送：〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町公文書館  
来館：開館日の午前9時から午後5時まで  
電子メール：koubunsy@chatan.jp
- 申請書の全ての事項を記入してください。
- 申請書は、掲載や使用日の2週間前までに原本を提出してください。
  - ・許可書の発行までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

### 3 利用条件

- 申請した目的以外には使用しないこと。
- 文書等を掲載し、出版することによって、第三者の人権・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意を払うこと。
- 掲載に際しては、北谷町公文書館所蔵のものであることを表示してください。
  - ・例：北谷町公文書館所蔵、資料提供 北谷町公文書館  
(寄託文書等の場合は寄託、公文書館複製資料の場合はその旨)
- 掲載した後は、出版物等を公文書館及び寄託者又は原本所蔵者に1部ずつご寄贈いただきます。

【お問合せ先】北谷町公文書館 電話098-982-7739